

青果部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱

青果部卸売業務に係る品質管理の方法については、大阪市中央卸売市場業務条例第53条及び同施行規則第42条に定めるほか、その細目については次のとおりとする。

第1節 品質管理の方法

1 荷受段階

- 商品の到着時には、容器の破損の有無や温度管理の状況など、荷の状態を確認すること。
- 食品表示法に基づく表示が適正に行われているかを確認すること。
- 荷下ろし時にはパレット等に載せ、直置きを避けること。

2 卸売段階

- 売場では、空調設備等により適切な温度管理に取り組み、温度管理の設備がない売場では、商品の温度上昇防止措置をとること。
- 商品はパレット等に載せ、直置きを避けること。
- 土がついている商品は、他の商品に土がつかないようにすること。
- 手洗い、用具や機材の洗浄・殺菌を励行すること。
- 清潔維持（害虫の駆除、生ごみの処理等）、整理整頓に努めること。

3 保管段階

- 保管時は、適温で保管すること。
- 温度管理可能な施設では、概ね次表を参考に、機器の能力に応じ、適切な温度を設定すること。

予冷品		10～15 度
非予冷品	葉茎菜類	10～15 度
	果菜類の一部（豆類、完熟トマト等）	10～15 度
	軟弱な果実（もも等）	10～15 度
	野菜類（上記以外）	常温
	果実（上記以外）	常温

- 市場での保管期間はできるだけ短くし、保管した商品は先入れ先出しの原則で扱うこと。

- ・ 保管時はパレット等に載せ、直置きを避けること。
- ・ 品温の違い、エチレンガスの生成量、感受性などに配慮すること。

第2節 品質管理責任者

- ・ 卸売業者は、主な売場ごとに、品質管理を指導するため、品質管理責任者をおくものとする。
- ・ 品質管理責任者を設置または変更したときは、本市に届け出ること。（別記様式第1、第2）

第3節 市場関係事業者

- ・ 市場関係事業者は、卸売業者の行う品質管理に協力し、市場における品質管理の推進に資するよう努めること。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

品質管理責任者の設置届

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中央卸売市場 場 青果部
卸売業者の名称及び
代表者の氏名

青果部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱の規定に基づき、品質管理責任者を次のとおり設置したので届け出ます。

1. 設置年月日 年 月 日

2. 氏名及び役職

売場名称 (位 置)	氏 名	役 職

品質管理責任者の変更届

年 月 日

大阪市長 様

大阪市中央卸売市場 場 青果部
卸売業者の名称及び
代表者の氏名

青果部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱の規定に基づき、品質管理責任者を次のとおり変更したので届け出ます。

1. 変更年月日 年 月 日

2. 氏名及び役職

売場名称 (位 置)	変 更 前		変 更 後	
	氏 名	役 職	氏 名	役 職